

令和 2 年 10 月 23 日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
大洗研究所 材料試験炉部

廃止措置段階における性能維持施設の補修又は取替えについて

JMTRの廃止措置移行後における性能維持施設の補修又は取替えについては、令和元年第 50 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 25 日）において定められた「試験研究用等原子炉施設の審査の改善策等について（資料 7）」（以下「審査の改善策」という。）に則り、保安規定に同等品への交換に関する記載を新たに追記し、令和 2 年 7 月 17 日付けで申請した。

その後、令和 2 年第 28 回原子力規制委員会（令和 2 年 9 月 30 日）において、審査の改善策が廃止され、新たに「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可申請の審査並びに使用前確認等の進め方について」が承認された。

この方針よると、更新及び交換については、設工認等で確認するとあり、廃止措置中の試験研究炉についても準用する旨が示されている。

このため、性能維持施設の補修又は取替えに関しては、先に申請した保安規定から同等品への交換に関する記載を補正により削除する。また、実際の補修又は取替えに関しては、廃止措置計画書の本文六に従い実施するとともに、既設品の設計条件や設計仕様の変更を伴う場合は、廃止措置計画書にその旨を示し、変更認可を受け実施するものとする。

以 上